
取調べハンドブック

城 祐一郎 著

立花書房

はしがき

本書は、平成23年2月、筆者が元最高検察庁検事の水野谷幸夫氏と一緒に出版した、「Q & A実例 取調べの実際」を発展的に改訂したものである。水野谷氏の了解を得た上で、筆者単独で改訂作業を行ったもので、従来のものとは、体裁等をも含めて大幅に変更しており、むしろ全く新しいものになっている。

ただ、筆者も既に検察庁を退職しており、そのような立場の者が取調べの仕方云々について偉そうなことを言うのはいかなものかとの思いはあったが、改訂の依頼が現職の間になされておられ、その作業も相当に進めていながら、筆者の怠慢から完成に至らなかったという事情などをも考慮していただき、ご容赦願いたいと思う次第である。

今回の改訂では、筆者が実際に現場で体験した事案なども俎上にのせて、できるだけ具体的に取調べの内容等を紹介しようと試みている。取調べの良し悪しは結局のところ、被疑者が真相を告白してくれないと分からないという性質のものであることから、普段から取調べに従事している捜査官の方々も、自分のこのやり方でいいのだろうかという自問自答を繰り返して、取調べ方法を模索しているものと思われる。それは実際のところ、筆者自身もそうであったから、そのように思うところである。

筆者は、検察官に任官してから、20年近くの間、ほとんど連日、土日もほぼ無いような取調べの中で暮らしていた。そして、その大半は、地検特捜部若しくは特別刑事部においてであり、自ら拘置所に赴き、直接被疑者を取り調べるといった生活であった。被疑者に真相を話させるという、その目的だけで連日通い詰めていた中で、涙を流しながら後悔して真相を告白してくれる者もいれば、もうふっきれたようになり、達観したかのようにして真実を話してくれる者もいた。

そのような様々な被疑者から、自分という人間はどういうもので、どういう欲望から人としてどのようないやらしいことをしてきたのかということを手直に話してもらった。口ではどのように言っている、心の中では別のことを考えて、結局、種々の犯罪に手を染めてしまったということ、自分の言葉で語ってもらっていた。

そこで覚えたことは、人間というのは弱いもので、表面をどう取り繕っても欲望に支配されてしまうことがあり、ただ、それでも決してそれを良いこととは思っていないという、ある意味単純であり、また、一面複雑な心理であって、筆者の浅薄な表現能力では到底、言い表すことは不可能なくらいに奥行と深みのあるものであった。

本書は、実際に現場で取調べに当たっている警察官や検察官の方々に対し、少しでもそのヒントになればと思って著したものである。筆者自身が果たして、どの程度取調べであったのかとの疑問を持ちながらの執筆は、おこがましいのではないかという思いもあるが、取調べの仕方を取り扱った類書がほとんどないこともあって、これを世に出すこととした次第である。

本書が取調べに携わるの方々の一助にでもなれば、筆者としては望外の喜びである。

なお、本書の作成に当たって、立花書房出版部の馬場野武部長、中埜誠也係長及び本山進也参与等に、大変にお世話になった。

彼らの協力と励まし等がなかったら、本書が、日の目を見なかったことは明らかである。心から厚く謝意を表したい。

平成30年12月

城 祐一郎

凡 例

〈法令表記〉

刑訴法	刑事訴訟法
刑訴規則	刑事訴訟規則

〈判例集略語表記〉

刑 集	最高裁判所刑事判例集
民 集	最高裁判所民事判例集
裁判集	最高裁判所裁判集刑事
高刑集	高等裁判所刑事判例集
高検速報	高等裁判所刑事裁判速報集
東高時報	東京高等裁判所刑事判決時報
下刑集	下級裁判所刑事裁判例集
刑裁月報	刑事裁判月報
判 時	判例時報（判例時報社）
判 タ	判例タイムズ（判例タイムズ社）
大コメ刑法	大コンメンタール刑法（青林書院）
大コメ刑訴	大コンメンタール刑事訴訟法（青林書院）

目 次

はしがき
凡 例

第 1 編 取調べ総論

第 1 章 総 論

- ① 取調べの意義・目的と刑事訴訟法の規定…………… 2

取調べとは、そもそも何を指し、何のために行われるのか。また、取調べについて刑事訴訟法はどのような規定をおいているのか。

- ② 被疑者取調べの本質と糾問的捜査観、弾劾的捜査観…………… 4

被疑者取調べの本質は何か。糾問的捜査観、弾劾的捜査観とは何か。

- ③ 取調べ受忍義務…………… 6

被疑者には取調べ受忍義務があるのか。

- ④ 供述拒否権の告知…………… 8

取調べの際、供述拒否権の告知について留意すべき事項は何か。

- ⑤ 自白の獲得の意義…………… 10

自白の獲得に努めなければならないのはなぜか。

第2編 取調べ各論

第1章 取調べの仕方に関する留意事項

① 取調べの事前準備と計画…………… 14

取調べに当たったの事前の準備や計画などには、どのようなものが求められるのか。

② 取調べにおける発問の仕方…………… 15

取調べにおける発問の仕方はどのようにあるべきか。

③ 取調べにおけるラポールの形成…………… 17

取調べにおけるラポールの形成やその際の雰囲気はどのようなものであるべきか。

④ 被疑者の弁解と取調べ態度…………… 19

被疑者の弁解に対してはどのような態度で臨むべきであるのか。

⑤ 被疑者の迎合と取調べ上の留意事項…………… 20

取調官に迎合する傾向のある被疑者の取調べにおいて留意すべき事項は何か。

⑥ 否認から自白に転じた際の取調べ上の留意事項…………… 22

被疑者が否認から自白に転じた際の取調べにおいて留意すべき事項は何か。

7 通訳人を介して取調べをする場合の留意事項…………… 25

通訳人を介して取調べを実施する場合、その正確性を確保する上での留意すべき事項は何か。

8 取調べに当たっての監督対象行為…………… 27

監督対象行為を念頭においての取調べ上の留意すべき事項は何か。

9 怒鳴る取調べと監督対象行為…………… 28

では、取調べにおいて被疑者を怒鳴ったりすることは上記監督対象行為となり、許されないのか。

10 突き上げ捜査要領…………… 30

突き上げ捜査の要領は何か。

11 録音・録画の留意事項…………… 31

取調べにおいて録音・録画を実施するに当たって留意すべき事項は何か。

第2章 被疑者の特性又は属性に応じた取調べ留意事項

1 黙秘（供述拒否）した被疑者の取調べ上の留意事項…………… 34

黙秘（供述拒否）する被疑者に対する取調べ上の留意事項は何か。

② 出頭拒否をする被疑者への対応要領…………… 35

出頭拒否をする被疑者への対応はどのようにすべきか。

③ 暴力団被疑者の取調べ上の留意事項…………… 36

暴力団被疑者に対する取調べ上の留意事項は何か。

④ 自首した被疑者の取調べ上の留意事項…………… 38

自首事件における被疑者に対する取調べにおいて留意すべきことは何か。

⑤ 精神障害を有する被疑者の取調べ上の留意事項…………… 40

精神障害を有する被疑者に対する取調べにおいて留意すべき事項は何か。

⑥ 知的障害を有する被疑者の取調べ上の留意事項…………… 47

知的障害を有する被疑者に対する取調べにおいて留意すべき事項は何か。

⑦ ろうあ者である被疑者の取調べ上の留意事項…………… 47

ろうあ者である被疑者に対する取調べにおいて留意すべき事項は何か。

⑧ 高齢である被疑者の取調べ上の留意事項…………… 48

老人犯罪（認知症気味）の場合における被疑者の取調べにおいて留意すべき事項は何か。

⑨ 来日外国人犯罪者に対する取調べ上の留意事項…………… 49

来日外国人犯罪者に対する取調べの心構えはどのようにあるべきか。

⑩ 身分犯に関する取調べ上の留意事項…………… 51

身分犯に関する取調べにおいて留意すべき事項は何か。

⑪ 共犯事件の取調べ留意事項…………… 51

共犯事件における取調べにおいて留意すべき事項は何か。

⑫ 被告人取調べの問題点…………… 53

被告人を取り調べることの問題点は何か。

第3章 被疑者の罪名に応じた取調べ留意事項

① 凶悪重大事件の取調べ上の留意事項…………… 56

凶悪重大事件における被疑者の取調べにおいて、その心構えとして一般的に留意すべき事項は何か。

② 殺人事件の取調べ上の留意事項…………… 59

殺人に関する取調べにおいて留意すべき事項は何か。

③ 暴行、傷害及び傷害致死事案の取調べ上の留意事項…………… 73

暴行、傷害及び傷害致死に関する取調べにおいて留意すべき事項は何か。

④ 人身安全関連事案の取調べ上の留意事項…………… 80

人身安全関連事案（恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案）における被疑者取調べ要領は何か。

⑤ 強制性交等事案の取調べ上の留意事項…………… 80

強制性交等の取調べにおいて留意すべき事項は何か。

⑥ 窃盗事案の取調べ上の留意事項…………… 84

窃盗に関する取調べにおいて留意すべき事項は何か。

⑦ 万引き・クレプトマニア事案の取調べ上の留意事項…………… 89

万引きとクレプトマニアに係る取調べにおいて留意すべき事項は何か。

⑧ 占有離脱物横領事案の取調べ上の留意事項…………… 93

占有離脱物横領に関する取調べにおいて留意すべき事項は何か。

⑨ 強盗事件の取調べ上の留意事項…………… 96

強盗に関する取調べにおいて留意すべき事項は何か。

⑩ 恐喝事件の取調べ上の留意事項…………… 107

恐喝の取調べにおいて留意すべき事項は何か。

11 詐欺事件の取調べ上の留意事項…………… 109

詐欺に関する取調べにおいて留意すべき事項は何か。

12 特殊詐欺事件の取調べ上の留意事項…………… 116

振り込み詐欺などの特殊詐欺の被疑者の取調べにおいて留意すべき事項は何か。

13 電子計算機使用詐欺事件の取調べ上の留意事項…………… 138

電子計算機使用詐欺の取調べにおいて留意すべき事項は何か。

14 横領・業務上横領事件の取調べ上の留意事項…………… 146

横領・業務上横領に関する取調べにおいて留意すべき事項は何か。

15 背任事件の取調べ上の留意事項…………… 148

背任に関する取調べにおいて留意すべき事項は何か。

16 「見せ金」事件の取調べ留意事項 …………… 156

公正証書原本不実記載・同行使となる、いわゆる「見せ金」事件の取調べにおいて留意すべき事項は何か。

17 器物損壊事案の取調べ上の留意事項…………… 161

器物損壊に関する取調べにおいて留意すべき事項は何か。

18 公務執行妨害事件の取調べ上の留意事項…………… 163

公務執行妨害に関する取調べにおいて留意すべき事項は何か。

19 偽計業務妨害事案の取調べ上の留意事項…………… 167

偽計業務妨害に関する取調べにおいて留意すべき事項は何か。

20 公務員犯罪の取調べ上の留意事項…………… 171

公務員犯罪の被疑者取調べにおいて留意すべき事項は何か。

21 被疑者の職務権限の取調べ上の留意事項…………… 172

被疑者の職務権限に関する取調べにおいて留意すべき事項は何か。

22 取締役等の贈収賄事件の取調べ上の留意事項…………… 172

会社法967条に規定する取締役等の贈収賄罪の取調べにおいて留意すべき事項は何か。

23 マネー・ローンダリング事件の取調べ上の留意事項…………… 174

マネー・ローンダリングの被疑者取調べにおいて留意すべき事項は何か。

24 薬物事犯の取調べ上の留意事項…………… 178

薬物犯罪における被疑者取調べにおいて留意すべき事項は何か。

25 銃器事犯の取調べ上の留意事項…………… 179

銃器犯罪の被疑者取調べにおいて留意すべき事項は何か。

26 軽犯罪法1条2号違反の取調べ上の留意事項…………… 182

軽犯罪法1条2号違反の取調べにおいて留意すべき事項は何か。

27 選挙犯罪の取調べ上の留意事項…………… 184

選挙犯罪における被疑者の取調べにおいて留意すべき事項は何か。

28 過失犯の取調べ上の留意事項…………… 187

過失犯の取調べにおいて留意すべき事項は何か。

第4章 自白の任意性、信用性に関する取調べ留意事項

1 自白の意義と自白強要の禁止…………… 190

そもそも自白とは何か。刑事訴訟法上、類似の概念はないのか。また、自白の強要が禁じられるのはなぜか。

2 自白の任意性の担保…………… 193

録音・録画が実施されていない取調べにおいて、自白の任意性を担保しておく上で重要なことは何か。

3 自白の任意性が否定・肯定された裁判例…………… 195

自白の任意性が否定・肯定された裁判例としては、それぞれどのようなものがあるのか。

④ 自白の信用性の確保…………… 200

録音・録画が実施されていない取調べにおいて、自白の信用性を確保するためには、どのようなことに留意すべきか。

⑤ 秘密の暴露…………… 207

秘密の暴露とは何か。

⑥ 自白と補強証拠…………… 226

自白に補強証拠が要求されるのはなぜか。また、それはどのようなものである必要があり、どの範囲や程度で求められるのか。

第5章 被害者・参考人についての取調べ留意事項

① 参考人取調べ上の留意事項…………… 229

参考人の取調べにおいて、最も基本的な留意事項は何か。

② 被害者供述の信用性確保のための留意事項…………… 232

被害者の供述の信用性を確保するにはどのようなことに留意すべきか。

③ 告訴・告発人の取調べ上の留意事項…………… 234

告訴・告発事件における告訴・告発人取調べにおいて留意すべき事項は何か。

④ 特殊詐欺の被害者の取調べ上の留意事項…………… 236

振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害者の取調べにおいて留意すべき事項は何か。

⑤ 精神障害等を有する被害者等の取調べ上の留意事項…………… 237

精神障害や知的障害を有する被害者・参考人に関する取調べにおいて留意すべき事項は何か。

⑥ 強制的性交等の被害者の取調べ上の留意事項…………… 238

強制的性交等罪の被害者の取調べにおいて留意すべき事項は何か。

⑦ 児童福祉法違反事件の被害者の取調べ上の留意事項…………… 239

児童福祉法60条1項、34条1項6号違反事件において、「淫行」させられた被害女性の取調べにおいて留意すべき事項は何か。

⑧ 警察官が被害者等の場合の取調べ上の留意事項…………… 241

警察官が被害者なり参考人になった場合の取調べにおいて留意すべき事項は何か。

⑨ 年少者が参考人となる場合の取調べ上の留意事項…………… 243

年少者取調べ要領は何か。また、そのうちでも被害者が年少者の場合に関する取調べにおいて留意すべき事項は何か。

⑩ いわゆる司法面接…………… 252

いわゆる司法面接とは、年少者の被害者等に対する取調べにおいてどのような意義を有するのか。

11 多数関係者の取調べ上の留意事項…………… 257

参考人などの関係者が多数にのぼる事件の取調べにおいて留意すべき事項は何か。

12 面割り捜査の留意事項…………… 258

被害者や参考人の取調べの過程において面割りを実施することがあるが、面割り捜査において留意すべき事項は何か。

13 刑事訴訟法上の被害者保護制度…………… 266

被害者は仕返しなどを怖れて捜査への協力が消極的になることがあるが、取調べにおいて、被害者を説得するためには、刑事訴訟法上、どのような保護規定があるのか知っておく必要がある。現在、刑事訴訟法は、被害者保護のためにどのような制度等を設けているのか。

14 非協力な参考人に対する起訴前証人尋問手続…………… 288

参考人が捜査に協力しないなどの場合において、起訴前に当該参考人を証人尋問するための手続には、どのようなものがあるのか。

15 参考人の虚偽供述等と刑責…………… 292

参考人が虚偽の供述をして供述調書に署名押印した場合、及び参考人が虚偽の内容を記載した供述書を作成した場合、参考人の刑責はどのようなものとなるのか。

16 参考人等による口裏合わせに対する取調べ要領…………… 294

参考人らによる口裏合わせがなされた場合、取調べは非常に困難になるが、そのような場合には、どのようにして取り調べたらよいか。

第6章 取調べに関して作成される捜査書類についての留意事項

① 供述調書作成の際の留意事項…………… 297

供述調書作成に当たっての留意事項は何か。

② 供述調書等の種類と証拠能力…………… 303

供述調書や供述録取書の種類にはどのようなものがあるのか。また、それらが証拠能力を持つための要件の違いはどのようなものか。

③ 特信情況の担保と取調べ留意事項…………… 307

刑事訴訟法321条1項2, 3号に規定されている特信情況を担保するためには、取調べにおいてどのようなことに留意すべきか。

④ 弁解録取書作成要領…………… 310

弁解録取書の作成要領は何か。

⑤ 共謀関係を調書に録取する場合の留意事項…………… 311

共謀関係を調書に録取する場合において留意すべき事項は何か。

⑥ 供述調書に他人の氏名を詐称して署名した場合の刑責…………… 313

供述調書などの末尾に他人の氏名を詐称して署名した場合の刑責は何か。

⑦ 取調べメモ・備忘録に関する留意事項…………… 315

取調べメモ・備忘録に関して留意すべき事項は何か。

判例索引…………… 329

第 1 編

取調べ総論

第1章 総論

① 取調べの意義・目的と刑事訴訟法の規定

取調べとは、そもそも何を指し、何のために行われるのか。また、取調べについて刑事訴訟法はどのような規定をおいているのか。

刑事訴訟法（以下、単に「法」ということもある。）は、197条1項において、捜査については、その目的を達するため必要な取調べをすることができる。（後略）

と規定し、また、198条1項において、

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べる。（後略）

と規定している。また、同法223条1項においては、

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取り調べ（中略）することができる。

と規定し、検察官等は、被疑者でも被疑者以外の者でも取り調べることが可能であることを法文上明らかにしている。

では、「取調べ」というのは、何を指すのか。

まず、狭義の「取調べ」は、先の198条1項や223条1項に規定されているもので、その内容は、「捜査官がその相手方に対して問いを發し、それに対する答えを求め、又は、相手方の説明を求めることであり、いわゆる供述証拠の収集のことである。」（村上尚文「刑事法重点講座・理論と実際「取調べ」

第2編

取調べ各論

第1章 取調べの仕方に関する留意事項

① 取調べの事前準備と計画

取調べに当たっての事前の準備や計画などには、どのようなものが求められるのか。

取調べに当たって、まず、最初に覚えておかなければならないこととして、取調べは、周到な準備のもとに計画的に行わなければならないということである。

取調べは、取調官と被疑者との人格がぶつかり合う真剣勝負の場である。したがって、その場に臨んで被疑者に真相を語らせようとするには入念な準備が必要であり、その準備の質や量が取調べの成否を決する。優秀な取調官と言われた人たちは皆口を揃えて取調べ前の準備の重要性を説いている。

そして、被疑者の取調べを実施する段階までの捜査によって得た参考人の供述証拠や証拠物等を精査して事案の全貌を掴み、また、被疑者の性格やその人生経験などを考慮し、どこからどの順序で追及するか、いかなる弁解をするだろうかと色々なパターンを想定し、それについていかなる証拠に基づきどのような角度から切り崩していくかを熟慮して取調べに臨むべきである。

そのような準備を十分におこなわないまま漫然と取調べに入った場合、相手に否認されても反論できず、余裕のある取調べができないばかりか、結局は、無意味な押問答を繰り返すばかりになることは明白であって、到底、自白を得ることなどできないであろう。

十分な準備をし、決め手となる証拠を切り出す時やその切り出し方などを

第2章 被疑者の特性又は属性に応じた取調べ留意事項

① 黙秘（供述拒否）した被疑者の取調べ上の留意事項

黙秘（供述拒否）する被疑者に対する取調べ上の留意事項は何か。

近時は、黙秘する被疑者が多くなっているようであるが、このような被疑者は以前からも存在していた。そのような場合、取調官としては、被疑者からの反応がないため、そもそも取調べを続けても意味があるのだろうかと思ったりするものであろう。

しかしながら、被疑者はちゃんと取調官の言うことは聞いているのであり、その言葉によって内心さまざまに葛藤しているのが実情である。

筆者が担当していた知能犯事件の被疑者を拘留所において取り調べていた際、完全黙秘ではないものの、肝心なこととなると全く話さないという被疑者がいた。最終的には勾留14、5日目くらいに全て自白したことから、彼の内心の動揺を教えてもらうことになったわけであるが、彼が言うところでは、実は、5日目頃の夜の取調べの際に、もう全部話してしまおうかと思ったことがあるとのことであった。私は、何が彼の心に響いているのか分からないことから、ある意味手探りで、彼が大切に思っていることや気にかけていることを考えて話しかけていた。その時、私は彼の実兄のことを話しており、実兄がどれほど被疑者のことを気にかけて心配しているかというようなことを繰り返し話したのである。しかしながら、彼からはこれといった反応もなかったことから、所詮、兄弟の話程度では心は揺さぶられることはないだろうなと思って、立会事務官に今日はこれであがるということを言って、取調べを終了した。ところが、彼は、実質的には実兄に育てられたようなもの

第3章 被疑者の罪名に応じた取調べ留意事項

① 凶悪重大事件の取調べ上の留意事項

凶悪重大事件における被疑者の取調べにおいて、その心構えとして一般的に留意すべき事項は何か。

殺人、強盗殺人等の凶悪重大事件は、法治国家の根幹を揺るがす危険のある事件であり、被害者や遺族に対して取り返しのつかない被害を及ぼすものである。それゆえ、それら事件の取調べに当たっては、必ず真犯人を割り出し、これに適正な処罰を与えるという強い意思を持つ必要がある一方、極めて重い処罰が与えられることに照らし、万が一にも無実の者を犯人と思い込むことのないように最大限の注意を払う必要がある。

したがって、そのような事件において、被疑者の取調べに当たる際には、そのような職責の重要性と重大性を深く自覚し、自己の持てる力の最大限を發揮できるように努めなければならない。

そして、その取調べのための準備として、現場への臨場、検視の実施結果の把握及び司法解剖への立会い等は必須であり、関係者の供述内容等、証拠関係をすべて把握しておくのは当然の前提である。特に、現場の状況を正確に把握しておくことは、被疑者の供述を聞いた瞬間にその場面を思い浮かべることができることから、心証形成にも大きく役立つものである。また、そのことは死体の損壊状況についても同様にいえるのであり、犯行方法の自白が死体の損壊状況に一致しているかどうかを取調べの過程で直ちに思い描けるということは重要なことである。それゆえ、解剖への積極的な立会いなども望まれるところである。

第4章 自白の任意性、信用性に関する取調べ留意事項

① 自白の意義と自白強要の禁止

そもそも自白とは何か。刑事訴訟法上、類似の概念はないのか。また、自白の強要が禁じられるのはなぜか。

自白とは、通説によれば、自己の犯罪事実の全部又はその重要な部分を認める被疑者又は被告人の供述であると解されている。自白に関しては、憲法38条において、自白の強要を禁止する規定が設けられ、これを受けて、刑事訴訟法319条にも同様の規定が設けられている。

また、法322条1項は、

被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるものは、その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものであるとき、又は特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限り、これを証拠とすることができる。但し、被告人に不利益な事実の承認を内容とする書面は、その承認が自白でない場合においても、第319条の規定に準じ、任意にされたものでない疑があるとき、これを証拠とすることができない。

と規定し、供述録取書の証拠能力に関し、「その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものであるとき」などに証拠とできるとし、「承認」という文言を用いている。さらに、法319条3項は、自白に「起訴された犯罪について自認する場合」も含まれるとしている。

これらの「自白」、「承認」及び「自認」という各文言には、それぞれどのような違いがあるのであろうか。

第5章 被害者・参考人についての取調べ留意事項

① 参考人取調べ上の留意事項

参考人の取調べにおいて、最も基本的な留意事項は何か。

刑事訴訟法は、223条1項において、

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取り調べ（中略）することができる。

と規定しており、これが参考人取調べの根拠規定となっている。

参考人が被害者であれば、被害状況や被害感情を明らかにするために、その供述を得られるように捜査に協力を求める必要があるし、また、目撃者や関係者からはその供述内容を証拠化したい場合も多々存するところである。

そして、参考人に関しても、まずは、その参考人の当該事件における位置づけを見誤らないことである。被害者であれば当然に事案の全貌をほぼ知っているであろうし、目撃者等の参考人であれば、当該目撃した場面だけの事実しか知りようがないわけである。その際に、取り調べるべき事項は、問題となっている犯罪の構成要件に該当する事実について、どの部分を知っているのかであり、それが構成要件の立証上、どのように役に立つのかを正確に理解した上で、知っている事実とそうでない事実とを正確にわけて聴取し、それが構成要件要素を直接に立証できる直接証拠となるものか、また、そのような要素の存在を推認させる間接証拠となるものか、その見極めもした上で、それを正確に録取するということである。

というのも、参考人は、体面を保とうとしたり、虚栄心などから、時に不

第6章 取調べに関して作成される捜査書類についての留意事項

① 供述調書作成の際の留意事項

供述調書作成に当たっての留意事項は何か。

1 供述調書を作成する上での録取方法に関する一般的留意事項

供述調書は、被疑者や参考人の供述を文章にするものであるため、どうしても取調官の調書作成能力という問題を避けて通ることができない。その内容に関する問題は別に述べることとして、ここでは、その録取方法に関する注意点を説明することとしたい。

(1) 調書は、録取した後、必ず読み聞かせた上、閲読させること

このようなことは、本来、当然過ぎることであるが、公判廷で、しばしば被疑者から、調書を読んで聞かせてもらっていないとか、読んではもらったものの口調が速すぎて内容がよく分からなかったとかいう主張がされることがある。そこで、取調官は、調書を大きな声でゆっくりと読み、長い調書であれば、できれば読み聞かせの開始時間と終了時間を控えておくのが好ましい。

時に被疑者の方から、「もうよく聞いてよく知っていますから、読み返さなくても結構です。」ということを言われることがあるが、公判廷では、それが「読み返してくれなかった。」という供述に変わることもある。そもそも、この手続は、録取内容と供述内容の同一性を確認させるというものであることから、そのような場合であっても読み聞かせた上閲読させて

判例索引

【大 審 院】

明治43年9月30日大審院判決 (刑録16・1572)	314
明治43年12月6日大審院判決 (刑録16・2129)	147
明治45年6月20日大審院判決 (刑録18・896)	75

【最高裁判所】

昭和23年2月6日最高裁判決 (刑集2・2・17)	197
昭和23年6月23日最高裁判決 (刑集2・7・715)	197
昭和23年7月14日最高裁判決 (刑集2・8・856)	196
昭和23年7月19日最高裁判決 (刑集2・8・944)	196
昭和23年11月17日最高裁判決 (刑集2・12・1558)	196
昭和24年2月8日最高裁判決 (刑集3・2・75)	100
昭和24年7月13日最高裁判決 (刑集3・8・1264)	197
昭和25年11月21日最高裁判決 (刑集4・11・2359)	199
昭和26年3月30日最高裁判決 (刑集5・4・731)	231
昭和27年3月27日最高裁判決 (刑集6・3・520)	9
昭和27年4月9日最高裁判決 (刑集6・4・584)	305
昭和28年4月14日最高裁判決 (刑集7・4・841)	9
昭和29年3月2日最高裁判決 (裁判集(刑事)93・59)	231
昭和29年8月20日最高裁判決 (刑集8・8・1277)	74
昭和30年3月10日最高裁判決 (裁判集103・347)	308
昭和30年4月6日最高裁判決 (刑集9・4・663)	197
昭和32年2月20日最高裁判決 (刑集11・2・802)	8
昭和32年7月19日最高裁判決 (刑集11・7・1882)	195
昭和32年9月13日最高裁判決 (刑集11・9・2263)	102
昭和32年11月2日最高裁判決 (刑集11・12・3047)	228
昭和33年4月18日最高裁判決 (刑集12・6・1090)	188
昭和33年5月28日最高裁判決 (刑集12・8・1718)	227, 311
昭和35年8月12日最高裁判決 (刑集14・10・1360)	151
昭和35年11月29日最高裁判決 (判時252・34)	197
昭和36年11月21日最高裁判決 (刑集15・10・1764)	54
昭和38年9月13日最高裁判決 (刑集17・8・1703)	195
昭和39年1月28日最高裁判決 (刑集18・1・31)	75
昭和41年7月1日最高裁判決 (刑集20・6・537)	198
昭和44年4月25日最高裁判決 (刑集23・4・248)	315
昭和45年11月25日最高裁判決 (刑集24・12・1670)	192, 198
昭和52年8月9日最高裁判決 (刑集31・5・821)	199
昭和55年11月13日最高裁判決 (刑集34・6・396)	79
昭和56年4月8日最高裁判決 (刑集35・3・57)	314
昭和57年1月28日最高裁判決 (刑集36・1・67)	207
昭和57年3月2日最高裁判決 (裁判集225・689)	54

昭和57年5月25日最高裁決定 (判時1046・15)	208
昭和59年2月29日最高裁決定 (刑集38・3・479)	197
昭和62年3月12日最高裁第一小法廷決定 (刑集41・2・140)	169
平成元年1月23日最高裁決定 (判時1301・155)	199
平成元年7月4日最高裁決定 (刑集43・7・581)	198
平成12年2月7日最高裁判決 (民集54・2・255)	207
平成15年5月1日最高裁決定 (刑集57・5・507)	180
平成16年7月12日最高裁決定 (刑集58・5・333)	132
平成17年3月16日最高裁決定 (判タ1174・228)	216
平成17年3月29日最高裁決定 (刑集59・2・54)	76
平成17年11月29日最高裁決定 (裁判集刑事288・543)	181
平成17年12月13日最高裁決定 (刑集59・10・1938)	160
平成18年2月14日最高裁決定 (刑集60・2・165)	140
平成19年3月20日最高裁決定 (判時1963・160)	162
平成19年10月16日最高裁決定 (刑集61・7・677)	120
平成19年12月25日最高裁決定 (刑集61・9・895)	320
平成20年6月25日最高裁決定 (刑集62・6・1886)	323
平成20年9月30日最高裁決定 (刑集62・8・2753)	323
平成21年3月26日最高裁判決 (刑集63・3・265)	182
平成22年4月27日最高裁判決 (刑集64・3・233)	59
平成22年7月29日最高裁決定 (刑集64・5・829)	111
平成24年2月22日最高裁決定 (判時2155・119)	206
平成28年10月11日最高裁決定 (公刊物未登載)	42
平成28年11月14日最高裁判決 (裁判所ウェブサイト)	127
平成29年3月27日最高裁決定 (刑集71・3・183)	294
平成29年12月11日最高裁決定 (刑集71・10・535)	133
平成30年12月11日最高裁判決 (裁判所ウェブサイト)	123

【高等裁判所】

昭和24年6月29日名古屋高裁判決 (判決特報1・54)	308
昭和24年11月28日大阪高裁判決 (判タ8・57)	308
昭和25年1月23日福岡高裁判決 (判決特報3・103)	308
昭和25年5月24日広島高裁松江支部判決 (判決特報7・138)	200
昭和25年9月20日名古屋高裁判決 (判決特報12・75)	200
昭和26年4月9日名古屋高裁判決 (判決特報27・77)	227
昭和26年11月20日東京高裁判決 (判決特報25・52)	308
昭和27年4月5日仙台高裁判決 (高刑集5・4・549)	227
昭和27年6月28日仙台高裁判決 (判決特報22・138)	199
昭和28年3月2日広島高裁松江支部判決 (判決特報31・96)	228
平成28年3月30日東京高裁判決 (公刊物未登載)	40
昭和28年8月21日福岡高裁判決 (高刑集6・8・1070)	308
昭和29年5月31日大阪高裁判決 (高刑集7・5・752)	75
昭和29年7月24日東京高裁判決 (高刑集7・7・1105)	306
昭和31年2月28日名古屋高裁判決 (裁判特報3・6・240)	197
昭和31年3月20日東京高裁判決 (判タ57・47)	103
昭和35年5月26日大阪高裁判決 (下刑集2・5・6・676)	199
昭和35年9月21日名古屋高裁判決 (下刑集2・9・10・1194)	97
昭和36年12月22日福岡高裁判決 (下刑集3・11・12・1045)	309
昭和37年4月26日東京高裁判決 (刑集15・4・218)	228
昭和37年5月17日東京高裁判決 (判時311・31)	173
昭和40年3月29日東京高裁判決 (高刑集18・2・126)	294

昭和40年8月26日大阪高裁判決 (判時434・22)	289
昭和46年6月21日仙台高裁判決 (高刑集24・2・418)	87
昭和48年5月21日東京高裁判決 (東高時報24・5・81)	196
昭和48年8月7日東京高裁判決 (判時722・107)	77
昭和48年11月7日東京高裁判決 (高刑集26・5・534)	289
昭和50年9月11日東京高裁判決 (東高時報26・9・151)	195
昭和50年11月4日福岡高裁那覇支部判決 (公刊物未登載)	233
昭和52年6月28日大阪高裁判決 (刑裁月報9・5=6・334)	198
昭和52年12月26日東京高裁判決 (刑裁月報9・11=12・861)	39
昭和53年3月29日東京高裁判決 (刑裁月報10・3・233)	195
昭和57年8月10日東京高裁判決 (判時1073・153)	189
昭和57年9月14日東京高裁判決 (高検速報(昭57)369)	45
昭和57年12月9日東京高裁判決 (判時1102・148)	9
平成元年9月20日福岡高裁判決 (刑集44・7・673)	226
平成元年11月15日大阪高裁判決 (高検速報(平元)175)	113
平成3年4月23日東京高裁判決 (高刑集44・1・66)	196
平成3年6月18日東京高裁判決 (判タ777・240)	225
平成4年2月28日大阪高裁判決 (判時1470・154, 判タ829・277)	225
平成4年3月31日名古屋高裁金沢支部判決 (判タ799・48)	225
平成4年7月29日東京高裁判決 (判タ806・237)	224
平成5年3月18日福岡高裁判決 (判時1489・159)	198
平成5年5月7日大阪高裁判決 (判タ837・279)	223
平成5年6月29日東京高裁判決 (判時1491・141)	139
平成6年11月1日東京高裁判決 (判時1546・139)	26
平成7年2月9日名古屋高裁金沢支部判決 (判時1542・26)	222
平成8年7月24日大阪高裁判決 (判時1584・150)	63
平成11年4月28日東京高裁判決 (判タ1013・245)	220
平成11年10月13日東京高裁判決 (高検速報(平11)102)	66
平成12年10月19日福岡高裁判決 (判タ1152・301)	219
平成13年6月21日大阪高裁判決 (判タ1085・292)	218
平成13年11月20日福岡高裁判決 (高検速報(平13)232)	177
平成15年6月24日広島高裁判決 (裁判所ウェブサイト)	217
平成15年12月2日東京高裁判決 (東高時報54・1=12・78)	26
平成16年2月24日大阪高裁判決 (判時1881・140)	181
平成16年3月22日名古屋高裁判決 (高検速報(平16)167)	214, 217
平成18年4月3日東京高裁判決 (高検速報(平18)84)	86
平成18年11月2日大阪高裁判決 (刑集61・9・835)	175
平成19年8月24日名古屋高裁判決 (高検速報(平19)408)	250
平成20年5月20日東京高裁決定 (裁判所ウェブサイト)	328
平成20年7月18日東京高裁判決 (判タ1294・297)	241
平成20年8月19日東京高裁判決 (刑集62・8・2792)	324
平成20年9月10日東京高裁決定 (裁判所ウェブサイト)	328
平成20年10月23日東京高裁判決 (判タ1290・309)	180
平成21年2月3日仙台高裁判決 (公刊物未登載)	215
平成21年3月12日東京高裁判決 (判タ1304・302)	168
平成21年8月24日東京高裁決定 (公刊物未登載)	328
平成23年7月5日名古屋高裁判決 (高検速報(平23)216)	85
平成23年11月25日東京高裁判決 (東高時報62・1=12・117)	127
平成24年9月25日大阪高裁判決 (公刊物未登載)	42
平成25年4月23日広島高裁判決 (高検速報(平25)203)	136
平成25年7月17日東京高裁判決 (高検速報(平25)94)	90
平成25年8月29日名古屋高裁判決 (公刊物未登載)	213
平成25年9月20日福岡高裁判決 (公刊物未登載)	210

城 祐一郎 (たち ゆういちろう)

昭和55年10月 司法試験合格
昭和58年 4月 東京地検検事任官
平成16年 4月 大阪地検特捜部副部長
平成18年 1月 大阪地検交通部長
平成19年 6月 大阪地検公安部長
平成20年 1月 法務総合研究所研究部長
平成21年 4月 大阪高検公安部長
平成21年 7月 大阪地検堺支部長
平成23年 4月 最高検刑事部検事
平成24年11月 最高検公安部検事
平成26年 1月 最高検刑事部検事
平成28年 4月 明治大学法科大学院特任教授・検事
平成29年 4月 最高検刑事部検事
平成30年 4月 昭和大学医学部教授 (薬学博士)
現在 慶應義塾大学法科大学院非常勤講師 (国際刑事法担当)
ロシア連邦サクトベテルブルク大学客員教授
警察大学校講師

【主な著書】

『特別刑事法犯の理論と捜査 [1]』(立花書房)
『特別刑事法犯の理論と捜査 [2]』(立花書房)
『マネー・ローンダリング罪の理論と捜査』(立花書房)
『「逃げ得」を許さない交通事件捜査』(第2版) (立花書房)
『海事犯罪』(共著, 立花書房)
『実務用語・略語・隠語辞典』(立花書房)
『Q & A 実例 取調べの実際』(共著, 立花書房)
『マネー・ローンダリング罪 捜査の全て [第3版]』(立花書房)
『警察官のための わかりやすい刑事訴訟法 [第2版]』(共著, 立花書房)
『盗犯捜査全書—理論と実務の詳解—』(立花書房)
『ケーススタディ危険運転致死傷罪 [第2版]』(東京法令出版)
『殺傷犯捜査全書—理論と実務の詳解—』(立花書房)
『現代国際刑事法』(成文堂)
『組織犯罪捜査のツボ』(東京法令出版)
『医療関係者のための実践的法学入門』(成文堂)
『性犯罪捜査全書—理論と実務の詳解—』(立花書房)

★本書の無断複製(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。
また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

取調べハンドブック

平成31年 2月15日 第1刷発行

令和 6年 4月15日 第4刷発行

著 者 城 祐 一 郎
発 行 者 橘 茂 雄
発 行 所 立 花 書 房

東京都千代田区神田小川町3-28-2

電話 03-3291-1561 (代表)

FAX 03-3233-2871

<https://tachibanashobo.co.jp>